

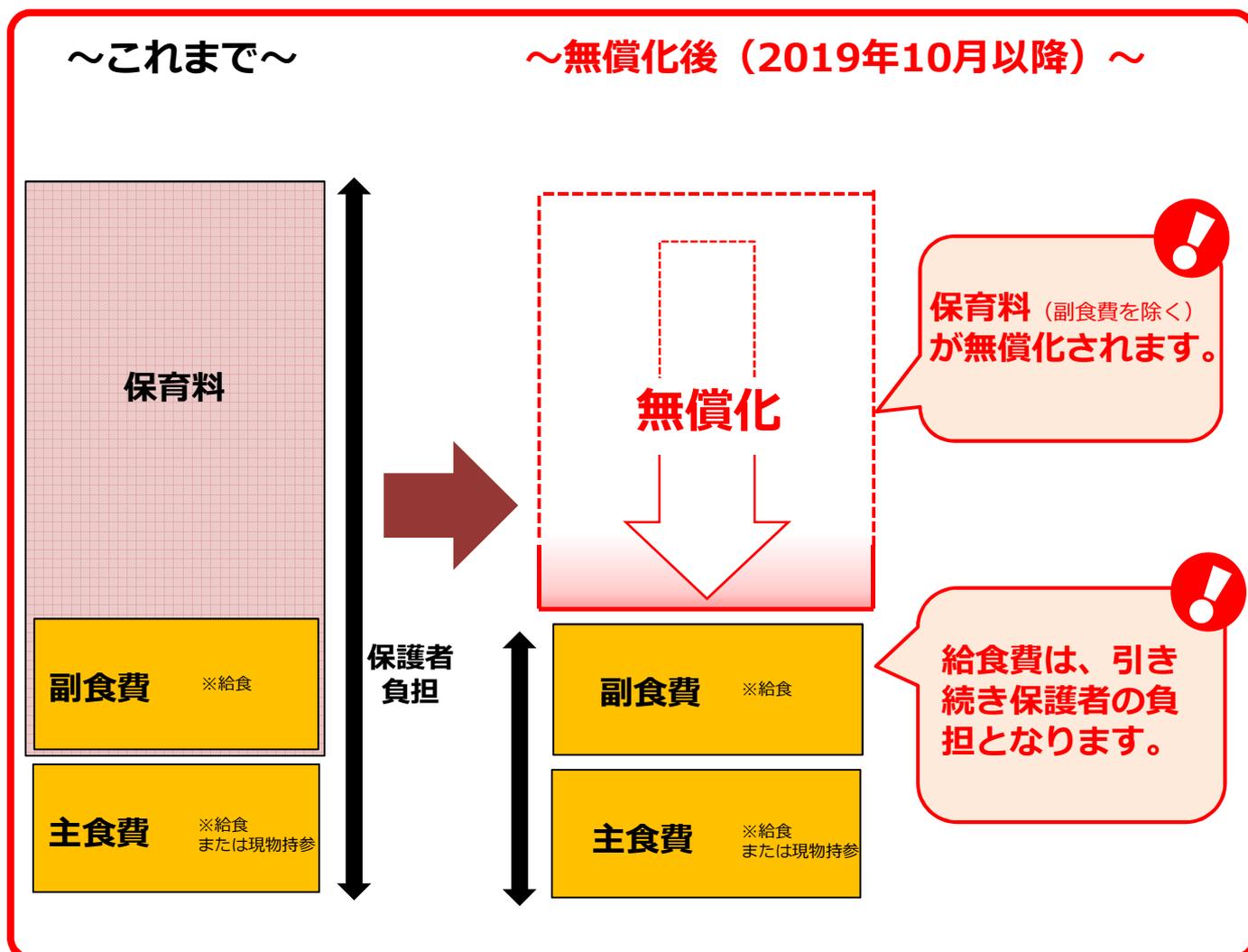
3歳以上の子どもの給食費（副食費）が 実費徴収になります

無償化に伴い3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの保育料が無償化になりますが、
副食費（おかず代等）は無償化となりません。

※1号認定子どもの、主食費、副食費の負担については、これまで同様、保護者の負担になります。

各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、これまでも保育料の中に、副食費（おかず代等）が含まれており、保護者が保育料の一部として、副食費を負担していました。

このため、無償化後も引き続き、保護者の負担になります。

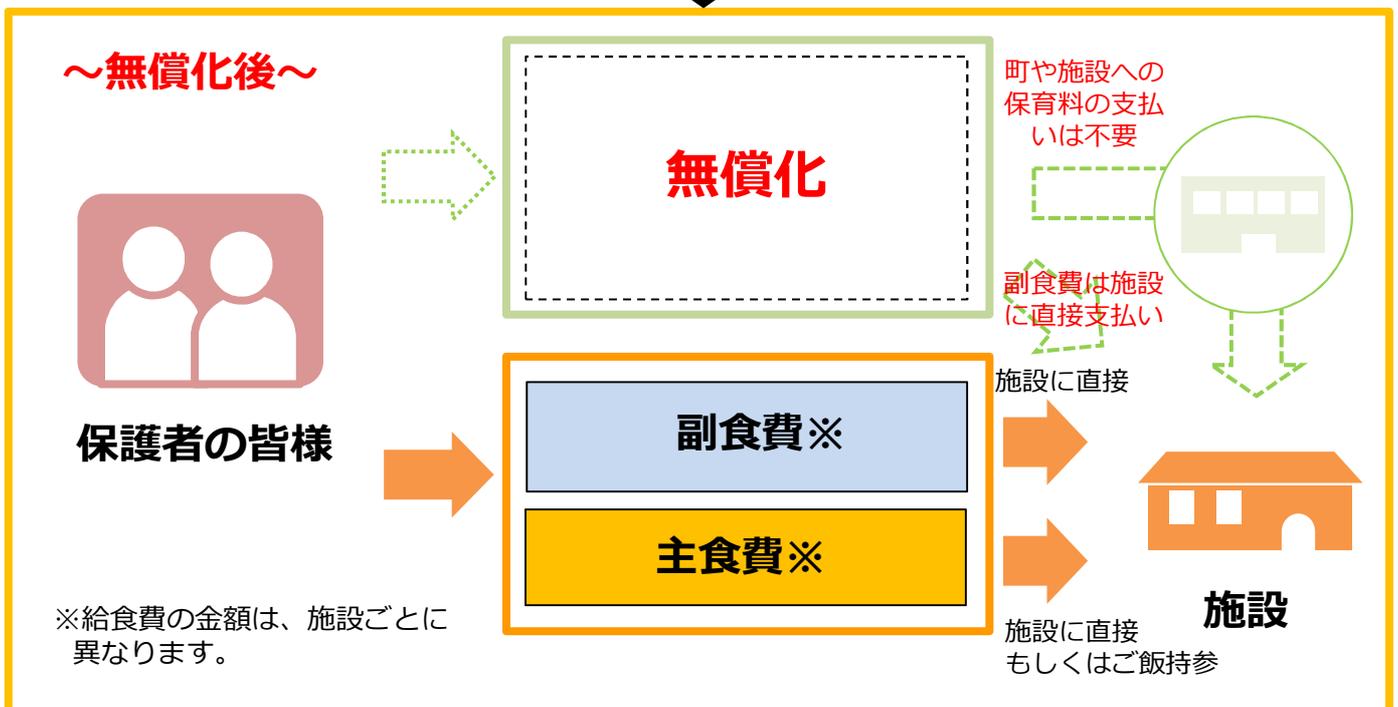
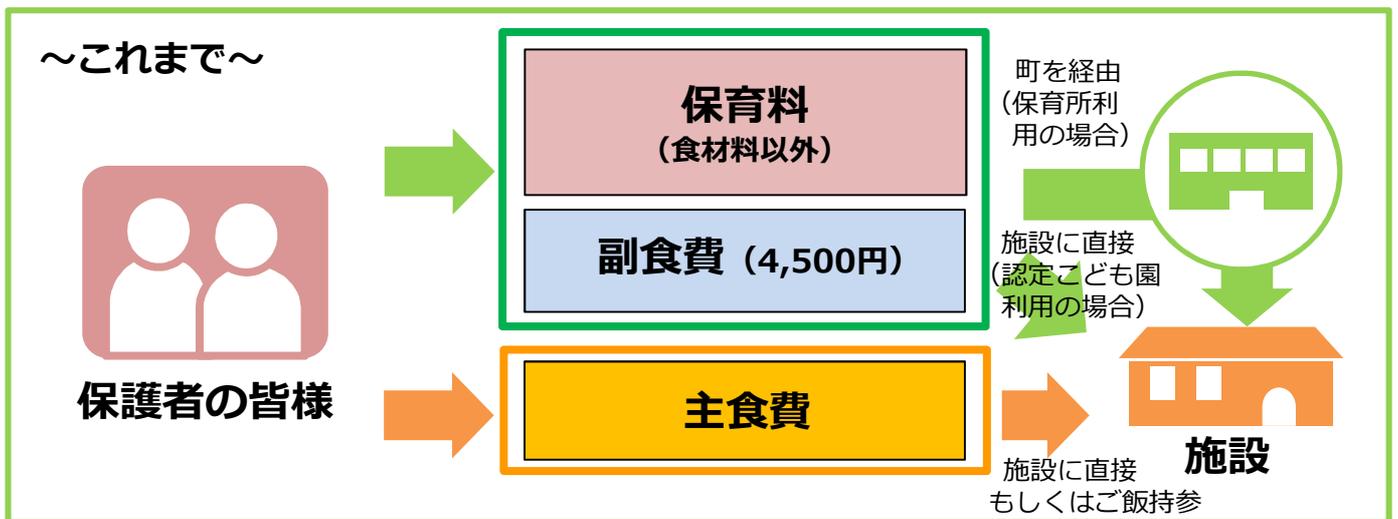


○ **これまで**

- ・主食（お米など）分は、ごはんを持参、もしくは施設に直接支払っていました。
- ・副食（おかず）分は、保育料の一部（副食費分）として、施設に支払って（保育所は町を経由）いました。

○ **無償化後**

- ・給食費については引き続き保護者が負担することになります。
- ・主食費は、これまで同様ご飯を持参、もしくは、施設に直接支払うことになります。
- また、副食費については、引き続き保護者負担となり、直接、施設に支払うことになります。



問い合わせ先: 三股町役場 福祉課 児童福祉係 TEL: 0986-52-9060 (直通)